

## 条例等立案表

<p>題名 徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について</p>	<p>課(室)名 教育委員会 教育総務課</p> <p>担当者名 櫻木 大介</p> <p>電話番号 内線 三二〇八</p>
<p>制定理由 徳島県立みなと高等学園の設立に伴い、同校の文書の記号を定める必要があるため。</p>	
<p>あらまし 1 徳島県立みなと高等学園から発する公文書の記号を定めることとした。 2 この訓令は、平成二十三年十一月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置 なし</p>	<p>考</p>
<p>関係法令等 徳島県立学校設置条例(昭和三十九年条例第五十五号)</p>	<p>備</p>

(新旧対照表)  
 徳島県教育委員会文書規程 ◆平成十三年徳島県教育委員会訓令第三号

(新)		(旧)	
別表(第4条関係) 教育機関の文書の記号		別表(第4条関係) 教育機関の文書の記号	
教育機関の名称	記号	教育機関の名称	記号
(略) 徳島県立池田支援学校 徳島県立みなと高等学園	(略) 池田高学	(略) 徳島県立池田支援学校 (新設)	(略) 池田
附則			
この訓令は、平成二十二年十一月一日から施行する。			

(参考)

徳島県教育委員会文書規程(平成十三年徳島県教育委員会訓令第三号)

(文書の記号、番号等)

第四条 (略)

2 次の各号に掲げる文書には、それぞれ当該各号に定めるところにより、記号を付けるものとする。

一〜三 (略)

四 教育機関において教育機関名又は所属長名以上で発する文書(第一号に掲げる文書を除く。)

別に例

式があるものを除き、別表に定める記号を付けること。

徳島県立学校設置条例(昭和三十九年徳島県条例第五十五号)

(名称及び位置)

第二条 徳島県立学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。

別表(第二条関係)

その三 特別支援学校

名 称	位 置
(略) 徳島県立池田支援学校 徳島県立みなと高等学園	(略) 三好市池田町 小松島市中田町

徳島県立板野高等学校	板野	高
徳島県立阿波高等学校	阿波	高
徳島県立阿波農業高等学校	阿波農	高
徳島県立名西高等学校	名西	高
徳島県立鴨島商業高等学校	鴨島商	高
徳島県立川島高等学校	川島	高
徳島県立阿波西高等学校	阿波西	高
徳島県立穴吹高等学校	穴吹	高
徳島県立脇町高等学校	脇町	高
徳島県立美馬商業高等学校	美馬商	高
徳島県立貞光工業高等学校	貞光工	高
徳島県立辻高等学校	辻	高
徳島県立池田高等学校	池田	高
徳島県立三好高等学校	三好	高
徳島県立盲学校	盲	高
徳島県立聾学校	聾	高
徳島県立板野支援学校	板野支	支
徳島県立国府支援学校	国府支	支
徳島県立鴨島支援学校	鴨島支	支
徳島県立ひのみね支援学校	ひのみね支	支
徳島県立阿南支援学校	阿南支	支
徳島県立池田支援学校	池田支	支